6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hitoshi Fukui, Director of the General Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Irabu headrace (general part of the Irabu Bridge, Miyako side #2), 2012 Miyakoirabu National Irrigation Project 2012.

⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 30 P.M., 26 October, 2012

⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M., 30 November, 2012, in case of submission by document : 3 : 00 P.M., 30 November, 2012, in case of submission by mail : 5 : 00 P.M., 29 November, 2012

⑹　Contact point for tender documentation : Reika Kanna, Accounts Division, General Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2―1―1 Omoromachi, Naha City Okinawa 900―0006 Japan, TEL 098―866―0031 ext. 81341

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年10月２日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　橋場　克司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　国道253号　八箇峠トンネル（十日町工区）その２工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　新潟県十日町市八箇～南魚沼市欠之上地先

⑷　工事内容　トンネル本体工（ＮＡＴＭ）約Ｌ＝911m

⑸　工期　平成27年３月31日まで

⑹　使用する主要な資機材

セメント　約2,362ｔ（吹付けコンクリート）、生コンクリート　約15,460㎥（覆工、インバート、坑門）、鉄筋　約7.5ｔ（覆工、インバート、坑門）、鋼製支保工　約515ｔ、ロックボルト（Ｌ＝4.0m）　約10,683本

⑺　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。

２）本工事は、総合評価落札方式の試行工事のうち、開札後に技術提案の評価を行う二封筒事後審査型総合落札方式の試行工事である。

３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

ただし、総合評価落札方式に係る提案範囲は対象としない。

４）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、北陸地方整備局総務部契約課に承諾願を提出すること。

５）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

６）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

７）本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体にあって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年10月２日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長（以下「局長」という。）から国道253号八箇峠トンネル（十日町工区）その２工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は、次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格者等であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北陸地方整備局（湾空港関係事務に関することを除く。）における平成23・24年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。

上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。

⑸　単体有資格者、経常建設共同企業体の構成員又は特定建設共同企業体の構成員は、平成10年度以降に元請けとして完成したトンネル工事で、下記１）から４）までの要件を満たす工事の施工実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る）。なお、建設共同企業体にあっては、全ての構成員が下記の施工実績を有すること。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

１）ＮＡＴＭ工法によるトンネルであること。

２）内空断面積65㎡以上であること。

３）施工延長600m以上であること。

４）１）から３）は同一工事であること。

⑹　建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者または、監理技術者を本工事に配置できること。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成10年度以降に、元請けとして完成した上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験（うち、施工延長については、トンネル掘削600m以上の経験とする。）を有すること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。